

まちづくりガイドラインの運用について

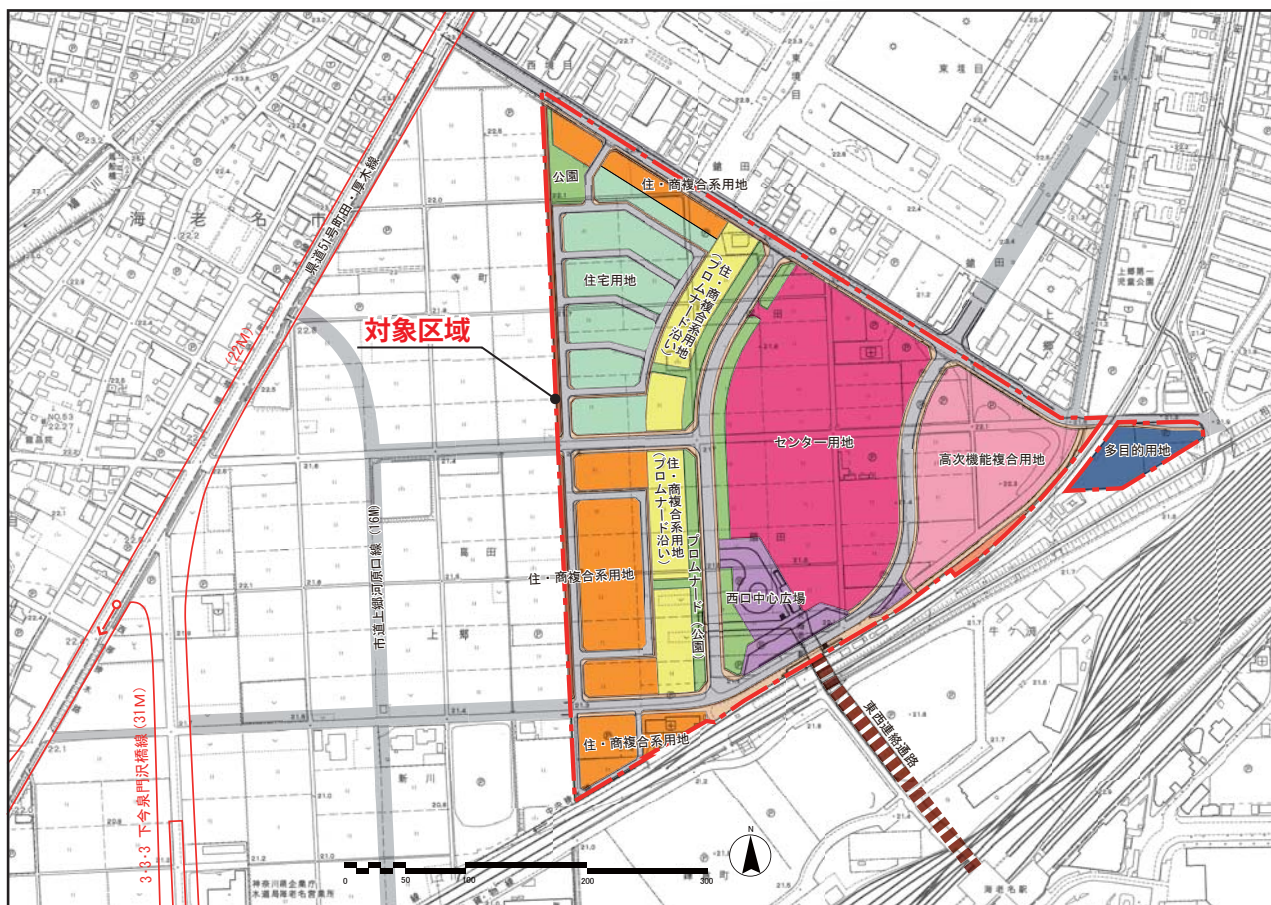
① ガイドラインの位置付け

まちづくりガイドラインは、建物に関わる法規制・制度等を補完する部分も含め、海老名駅西口地区を魅力にあふれ、付加価値の高いエリアとしていくために必要なルールとなるものです。

② 本ガイドラインにおける協議対象範囲

本ガイドラインは、海老名扇町景観まちづくり地区内を対象範囲とし、建物・工作物の新築、増改築等、屋外広告物の設置等の際に協議をお願い致します。

【対象区域】



③ 協議先

本ガイドラインに基づく協議先は、海老名扇町地区景観協議会となります。

今後、皆様が土地利用をされる場合には、「海老名扇町地区景観協議会」にご相談下さい。

④ 協議方法

■ 建物等その他工作物の新築・増改築等にあたって、本ガイドラインの内容等の、ご理解とご協力をお願いします。

■ 本ガイドライン協議書【様式1】及びガイドラインチェックリスト【様式2】をお渡しますので、記入していただき提出をお願いします。

※様式については、海老名扇町地区景観協議会（一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント内）で配布しております。又、一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント HP からダウンロードが可能です。



■ 提出していただいた書類に基づき、海老名扇町地区景観協議会と、協議していただきます。協議が整いましたら完了通知書を交付します。

⑤ 協議時期

i) 建物その他工作物の新築、増築若しくは改築する場合

建築等を行う為の一切の手続きを開始する事前に関係書類を提出して下さい。その後、協議を行い手続きを完了して下さい。

なお、1回目で指摘事項や未計画部分等があるため手続きが完了しなかった場合には、工事着工までに再度協議し手続きを完了させて下さい。

ii) 屋外広告物を設置する場合

計画の段階で関係書類を提出して下さい。その後、協議を行い手続きを完了して下さい。

なお、1回目で指摘事項や未計画部分等があるため手続きが完了しなかった場合には、工事着工までに再度協議し手続きを完了させて下さい。

⑥ 提出書類

◆ まちづくりガイドライン協議書【様式1】

◆ チェックリスト【様式2】

◆ 建物その他工作物の計画一般図〔案内図、配置図、緑化計画図、平面図、立面図、断面図 等〕

⑦ 提出先

海老名扇町地区景観協議会（一般社団法人海老名扇町エリアマネジメント）

電話：046-204-6721

住所：〒243-0436 海老名市扇町 5-7 RICOH Future House 2F

⑧ 提出方法

電話連絡のうえ、海老名扇町地区景観協議会までご持参ください。ただし、遠方の場合など、持参がむずかしい場合は、郵送等による提出でも結構です。

なお、ご不明な点は、海老名扇町地区景観協議会へお問い合わせください。

⑨ 協議の流れ

